# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	療育手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、療育手帳の交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

大阪府知事

### 公表日

令和5年7月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務						
	大阪府療育手帳に関する規則に基づき、判定機関において知的障がいがあると判定された方に対して、療育手帳を交付している。						
②事務の概要	特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。①療育手帳の交付申請に関する事務②療育手帳の更新申請に関する事務③療育手帳の再交付申請に関する事務④氏名の変更や居住地を移したとき 等の届出に関する事務⑤療育手帳の返還に関する事務⑥療育手帳交付台帳の整備に関する事務						
③システムの名称	療育手帳発行システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイ	ル名						
療育手帳に関する情報ファ	イル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の7及び33の3の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条第2号及び第24条の5						
4. 情報提供ネットワーク	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(主) 実施する</li><li>(主) 実施しない</li><li>(3) 未定</li></ul>						
	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 10の項						
②法令上の根拠   	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第9条第1号イ及び同条第4号イ・ホ						
5. 評価実施機関におけ	る担当部署						
①部署	大阪府障がい者自立相談支援センター						
②所属長の役職名	大阪府障がい者自立相談支援センター所長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開え	· 訂正· 利用停止請求						
請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 電話番号:06-6944-6066 大阪府院がい者自立相談支援センター 地域支援課						

大阪府障がい者自立相談支援センター 地域支援課 〒558-0001 大阪府大阪市住吉区大領3丁目2番36号 電話番号:06-6692-5264

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

大阪府障がい者自立相談支援センター 地域支援課 〒558-0001 大阪府大阪市住吉区大領3丁目2番36号 電話番号:06-6692-5264

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和4年3月31日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎	項目評価書	]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報	<b>限提供ネットワーク</b>	システムを通じた提供	を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの技	<b>妾続</b>	[ O ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[〇]自	己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監	查		
9. 従業者に対する教育・日	<b>外</b>						
従業者に対する教育・啓発	[ +3	分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	正·利用停止請求 請求先	大阪府庁本館5階	大阪府庁本館1階	事後	
令和5年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	
令和5年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 Ⅲしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	